



瑞宝双光章受章おめでとうございます 門脇直実さん

令和7年4月29日に発令された第44回危険業務従事者叙勲で42年間警察職務を務められた門脇直実さんが、瑞宝双光章を受章されました。門脇さんは昭和46年に滋賀県警察官になり、主に地域警察部門で小・中学校周辺での見回りなど地域の子どもや住民に密着し、県内各地の安全の維持に貢献されました。平成2年には甲賀警察署に配属され、市立日枝中学校での交通安全教室や湖南市の道路標識など交通安全施設の整備にも携わり、市民の交通安全も守っておられました。

門脇さんは、「与えられた仕事を一生懸命しようという気持ちで取り組んできたことを評価していただき、非常にありがたいことです。子どもたちが安心安全に登下校できるように見守りを続けて、湖南市に恩返しをしていきたいです」と語られました。



▲門脇直実さん

瑞宝単光章受章おめでとうございます 渡邊美子さん

令和7年4月29日に発令された春の叙勲で国勢調査をはじめ各種統計調査を約36年間務められた渡邊美子さんが、瑞宝単光章を受章されました。渡邊さんは、国が行う統計調査の調査票の配布・回収などに尽力され、市において昭和60年から国勢調査を8回、工業統計調査を30回など計92回もの各種統計調査を担当され責務を果たされました。

渡邊さんは、「瑞宝単光章の受章は心から嬉しく光栄に思っています。長く続けられたのは、調査員の仲間や調査をお願いする皆さまが暖かく迎えてくださったからです。常に、相手に寄り添う姿勢を大切に信頼関係を築けるように心がけていました。これからも子どもたちや高齢者の皆さまが安心安全に生活していただけるように寄り添っていきたく思っています」と語られました。



▲渡邊美子さん

藍綬褒章受章おめでとうございます 吉田眞二さん

令和7年4月29日に発令された春の褒章で消防団員として38年、そのうち湖南市消防団の団長・副団長を現在まで計17年間務められた吉田眞二さんが、藍綬褒章を受章されました。吉田さんは昭和62年に石部町消防団員になり、平成20年に湖南市消防団の副団長、令和3年から団長として活躍されています。

吉田さんは、「藍綬褒章の受章は身に余る光栄です。湖南市消防団を引っ張る立場として団員には自分の命は自分で守るよと伝えてきました。普段から幅広い年代の団員とコミュニケーションを取り、団の雰囲気などが良くなるように心がけていました。これからも市民の皆さんに防災意識を持っていただけるように周知していきたいです」と語られました。



▲吉田眞二さん

100歳 ご長寿おめでとうございます

小澤清子さん

1925年(大正14年)3月生まれ

いつまでもお元気でお過ごしください



▲小澤清子さん

おめでとうございます

下田青少年育成学区民会議と少年補導委員会日枝中学校校区が「滋賀県民総あいさつ運動」顕彰を受賞

下田青少年育成学区民会議は、平成25年から毎週月曜日の登下校時に地域内のバス停付近および通学路において、子どもたちにあいさつの声かけをし、安全の見守りをされています。小さい時から声かけをしてもらっている大人がいることで、中学生・高校生になってもお互いにあいさつをするなどの交流が続いています。

少年補導委員会日枝中学校校区の皆さんは、月に1回「日枝の坂道」において登校してくる生徒に愛の声かけを10年以上続けておられます。

地域のかたがたから生徒へのあいさつや励ましの声かけは、生徒たちからのあいさつも引き出し、元気に安定した気持ちで一日を始めることにもつながっています。



▲(左から)下田青少年育成学区民会議
会長 喜多一朗さん
少年補導委員会日枝中学校区
幹事 上西稔治さん

借金は契約者だけに責任があり、連帯保証人になっていなければ、たとえ家族であっても返済義務はありません。ただし、契約者が死亡した場合は、借金も相続することになり、相続人に返済義務が生じます。借金で困ったときには整理の方法が4つあります。

- ①任意整理 弁護士や司法書士に依頼し、貸金業者と話し合い、借金の返済額や返済方法を決め直す方法です。合意後の利息がなくなり返済しやすくなります。
- ②特定調停 簡易裁判所に申し立て、調停委員が間に入り調停の場で貸金業者と借金の返済額や返済方法を決め直す方法です。
- ③個人再生 地方裁判所に申し立て、借金を大きく減額してもらいう方法です。再生計画案が認め

られ返済が完了すれば、残りの借金が免除されます。家を守りながら他の借金だけを減らしてもらったことも可能で、住宅ローンをかかえた給与所得者に適しています。

- ④自己破産 返済が不可能な場合に地方裁判所に申し立て、自らの財産をお金に換えてその範囲内で借金を返済し、残りの借金については免責を認めってもらう方法です。

過払い金が発生している場合や時効が経過している場合もあるので、返済に困ったら、早めに相談するようにしましょう。

消費生活センター(東庁舎)
TEL 0748-71-2360
FAX 0748-72-3788

消費者
悩みの相談室

借金の返済に困ったら...